平成２２年（フ）第１３２号
山口県下関市椋野町２丁目11番56号
債務者　林　　清子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
山口県下関市椋野町１丁目４番３号　桐山アパート、前住所岡山県倉敷市上東996番地15
債務者　古田こずえ
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
山口県下関市東神田町７番12号
債務者　吉村健こと　具　　徳健
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
山口県下関市彦島本村町５丁目21番８号、前住所山口県下関市彦島本村町５丁目１番２号
債務者　井上　好美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
山口県下関市菊川町大字田部574番地21
債務者　本﨑　重良
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８５号
徳島市南蔵本町３丁目25番地の９
債務者　青木　利治
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６号
高知市新田町５番25号　マンション池の上401号室
債務者　渡辺　由紀
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４１号
高知市布師田1677番地２
債務者　堀内　光子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４５号
高知市朝倉本町１丁目13番28号
債務者　雲本　政江
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５２号
高知県南国市廿枝1766番地
債務者　金堂　千喜
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５３号
高知市若草町15番18―９号
債務者　曽我　彰広
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５９号
高知市西秦泉寺400番地１　コーポＬ101号
債務者　野村千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６５号
高知市一宮南町１丁目９番19号　山本ハイツ203
債務者　池田益一郎
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０号
佐賀県唐津市北波多徳須恵1168　フォースロードＡ203、住民票上の住所佐賀県多久市南多久町大字長尾3942番地２
債務者　山崎　博文
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３０１号
大分県津久見市立花町６番19号
債務者　岩崎　兼治
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１９号
大分市政所１丁目９番22号
債務者　岡　　春美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目25番４―201号
債務者　戸島　克久
1　決定年月日時　平成22年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部